

岩手県知事選挙

岩手県議会議員選挙が実施されます

投票日＝9月8日(日) **投票時間**＝午前7時～午後7時
※期日前投票は9月7日(土)まで

▽問い合わせ先＝選挙管理委員会事務局(管内線168)

岩手県知事選挙が8月22日(木)に、岩手県議会議員選挙が8月30日(金)に、それぞれ告示され、9月8日(日)に投票が行われます。候補者の政見を確かめ、よく考えて棄権せずに投票しましょう。

■市内の投票所で投票できる人

今回の選挙で投票できるのは、次の要件を満たしている人です。

- ・年齢要件＝平成13年9月9日以前に生まれた人
- ・住所要件＝市内に引き続き3カ月以上居住し、令和元年6月1日以前から住民基本台帳に登録されている人
- ※令和元年8月6日以降に市内で転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票することになります。

※7月21日に実施した第25回参議院議員選挙と同じ投票場所となります。

■入場券を忘れずに

投票するときは、入場券を持参し、投票所の受付係に提出してください。
 入場券を忘れたり、紛失した場合は、受付係にその事を伝え、再発行の手続きをしてください。

入場券は、8月16日(金)ごろ発送予定です。なお、5月22日から5月29日の間に転入した人は8月30日(金)に、5月30日から6月1日の間に転入した人は9月2日(月)に、それぞれ入場券はがきを郵送します。
 ※選挙人名簿に登録される日がそれぞれ8月29日、9月1日のため

■投票の方法と順序

はじめに、岩手県知事選挙の投票を行います。投票は記号式です(投票用紙は白色)。投票しようとする候補者1人(のみ、候補者氏名欄の上にある「○をつける欄」に○を書いて投票してください。次に、岩手県議会議員選挙

■転入・転出した人の選挙権

投票日までに本市へ転入した人、または本市から転出した人の選挙権は、下表の「転入転出と岩手県知事選挙および岩手県議会議員選挙の選挙権」のとおりとなります。

転入届出日、転出日によって、選挙権や投票場所、投票方法が異なりますので、あらかじめご確認ください。

◎就学のため市外に居住している学生の投票は

投票できる人が記載される「選挙人名簿」に登録されるためには、転入の届け出をした日から引き続き3カ月以上その市区町村の住民基本台帳に登録され、かつ実際に居住している必要があります。
大船渡市に住民登録したまま就学のため市外に居住して

いる学生は、大船渡市の選挙人名簿に登録されたままとなっていますので入場券が届きます。

しかし、実際に居住していないため、市の選挙人名簿に登録されるべきでなかった者と判断され、投票することができません。

■投票時間と投票所

投票時間は、市内全投票所で午前7時から午後7時までです。

投票所は、4ページの表のとおり、市内40カ所に設置します。有権者の皆さんの投票区と投票所は、世帯ごとに郵送される入場券に記載されています。

入場券が届かない場合や、投票所の場所が分からない場合は、問い合わせください。

が同時にできるのは、8月31日(土)以降になりますので、注意してください。

期日前投票の投票所・投票時間

投票所	投票期間	投票時間
市役所本庁	8月23日(金)～9月7日(土)	午前8時30分～午後8時
支所出張所	9月2日(月)～9月7日(土)	午前8時30分～午後5時15分

※投票できる区域＝市内全域

■不在者投票

次の場合は、不在者投票(投票用紙を封筒に入れ、署名し投票する方法)となります。

- ①出稼ぎ先、出張先などで不在者投票をする場合

大船渡市選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、郵送された投票用紙などを持参し、最寄りの市町村

転入転出と岩手県知事選挙および岩手県議会議員選挙の選挙権

■大船渡市へ転入した人またはする人

転入元	転入届出日	選挙権のあるところ	投票方法
県外	令和元年6月1日以前	大船渡市	大船渡市で投票
	令和元年6月2日以降	—	投票できません
県内他市町村	令和元年6月1日以前	大船渡市	大船渡市で投票
	令和元年6月2日以降	転入前の住所地(選挙人名簿登録者のみ)	・大船渡市で不在者投票(※) ・転入前の住所地で期日前投票(※) ・転入前の住所地で投票日当日に投票(※)

■大船渡市から転出した人またはする人

転出先	転出日	選挙権のあるところ	投票方法
県外	全期間	—	投票できません
県内他市町村	令和元年6月1日以前(令和元年6月2日以前)	転出先の住所地	転出先の住所地で投票
	令和元年6月2日以降(令和元年6月3日以降)	大船渡市(選挙人名簿登録者のみ)	・転出先の住所地で不在者投票(※) ・大船渡市で期日前投票(※) ・大船渡市で投票日当日に投票(※)

⇒※印が付いた投票を行うときは、いずれかの市町村役場の住民登録窓口で発行する、「引き続き同一県内の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要です。(2)

の選挙管理委員会に出向いて投票します。

②病院などの不在者投票施設で投票をする場合

不在者投票施設として指定されている病院などに入院している人は、病院内で不在者投票ができますので、入院している病院などに問い合わせください。

③郵便などで不在者投票をする場合

身体に重度の障害があつて投票所に行けない人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。

対象となる人は次のいずれかに当てはまる人です。
 ・身体障害者手帳が交付されている人または戦傷病者手帳が交付されている人で、一定の基準に当てはまる人
 ※身体障害者手帳の基準については、下表のとおり
 ・介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

郵便などで不在者投票をする場合は、選挙管理委員会に9月4日(水)までに、「郵便等投票証明書」を添えて「郵便等

郵便などで不在者投票ができる人

身体障害者手帳の場合

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○

※○印のついている部分が該当

■開票

開票は9月8日(日)の午後8時15分から、三陸公民館で行います。

入場受付は午後7時30分から同会場で行いますので、参観を希望する人は係員の指示に従ってください。

